

中央労基協 Report

令和8年9月

中央労働基準監督署からのお知らせ

令和8年度 全国労働衛生週間が実施されます！

準備期間：令和8年9月1日から9月30日

本 週 間：令和8年10月1日から10月7日

令和8年度 全国労働衛生週間スローガン

「ひとりひとりが貴重な人材 心も体も健やかに みんな生き生き健康職場」

趣旨

今年で77回目となる全国労働衛生週間は、国民の労働衛生に関する意識を高揚させ、事業場における自主的労働衛生管理活動を通じた労働者の健康確保に大きな役割を果たしてきました。

労働者の健康をめぐる状況を見ると、高齢化の進行等の就業構造の変化により、一般健康診断の有所見率が上昇を続けており、何らかの疾病を抱えながら働いている労働者が増加しているほか、女性の就業率の上昇とともに、働く女性の健康問題への対応も課題となっています。加えて、過労死等の労災支給決定件数は年々増加傾向にあり、精神障害による労災支給決定件数が全国で過去最多になるなど、過重労働による健康障害の防止対策、小規模事業場を含めたメンタルヘルス対策の推進が必要となっています。業務上疾病は引き続き高い発生件数で推移しており、気候変動、高齢化等を背景に熱中症や腰痛等の発生が増加している傾向にあります。

こうした状況を踏まえ、あらゆる労働者が心身ともに健康に働き続けることができるよう、今年度は上記をスローガンとして、事業場における労働衛生意識の高揚を図り、的確な労働衛生管理はもとより、女性の健康への対応、メンタルヘルス対策、治療と仕事の両立支援、高年齢労働者が安心して安全に働ける職場環境づくり等の総合的な推進を図ることとします。

主唱者 厚生労働省、中央労働災害防止協会

実施者 各事業場

実施者の実施事項 詳細は二次元コードからご確認ください⇒



令和7年度における精神障害事案の労災補償状況

精神障害 ()内は自殺	全 国	請求件数	4958 (215)
		支給決定件数	1082 (76)
	東京局	請求件数	1121 (40)
		支給決定件数	150 (13)
	中央署	請求件数	255 (7)
		支給決定件数	27 (2)

※支給決定件数は、「業務上」と認定した件数である。

発行所 // 公益社団法人 東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部 発行人 // 古賀睦之 編集人 // 古川内和好
〒102-0084 東京都千代田区二番町9番地8 TEL03-3263-5060 FAX 03-3263-6485 <https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>

* 中央労働基準協会支部ホームページの会員専用パスワードは、

令和8年10月1日からハラスメント対策が強化されます！

カスタマーハラスメント対策の義務化【改正労働施策総合推進法・指針の内容】

職場における「カスタマーハラスメント」とは、職場において行われる

- ①顧客等の言動であって、
- ②その雇用する労働者が従事する業務の性質その他の事情に照らして社会通念上許容される範囲を超えたものにより、
- ③労働者の就業環境が害されるもの

であり、①～③の要素を全て満たすものをいいます。

※電話やSNS等のインターネット上において行われるものも含まれます。

①顧客等とは、顧客、取引の相手方、施設（駅、空港、病院、学校、福祉施設、公共施設等）の利用者その他の当該事業主の行う事業に関係を有する者を指します。

（今後商品の購入やサービスの利用等をする可能性がある者も含みます。）

②社会通念上許容される範囲を超えた言動の例

【言動の内容が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・そもそも要求に理由がない又は商品・サービス等と全く関係のない要求
- ・契約等により想定しているサービスを著しく超える要求
- ・対応が著しく困難な又は対応が不可能な要求
- ・不当な損害賠償要求

【手段や態様が社会通念上許容される範囲を超えるもの】

- ・身体的な攻撃（暴行、傷害等）
- ・精神的な攻撃（脅迫、中傷、名誉毀損、侮辱、暴言、土下座の強要等）
- ・威圧的な言動
- ・継続的、執拗な言動
- ・拘束的な言動（不退去、居座り、監禁）

カスタマーハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、以下の措置を必ず講じなければなりません。

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①カスタマーハラスメントには毅然とした態度で対応し、労働者を保護する旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②カスタマーハラスメントの内容及びあらかじめ定めた対処の内容（※）を、労働者に周知する
（※）管理監督者にその場の対応の方針について指示を仰ぐ、可能な限り労働者を一人に対応させない、犯罪に該当し得る言動は警察へ通報する、本社・本部等へ情報共有を行い指示を仰ぐ 等

◆相談体制の整備

- ③相談窓口をあらかじめ定め、労働者に周知する
- ④相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑤事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑥被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑦再発防止に向けた措置を講ずる

◆対応の実効性を確保するために必要な カスタマーハラスメントの抑止のための措置

- ⑧特に悪質と考えられるカスタマーハラスメントへの対処の方針をあらかじめ定め、労働者に周知し、当該対処を行うことができる体制を整備する

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑨相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者に周知する
- ⑩相談したこと等を理由として不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

※対策を講ずる際には、消費者の権利や、障害者差別解消法における、障害を理由とする不当な差別的取扱いの禁止や合理的配慮の提供義務に留意する必要があります。

※その他、自社の労働者が取引先等の他社の労働者に対してカスタマーハラスメントを行った場合、その取引先等の事業主から事実確認等の措置の実施に関して必要な協力を求められた際は、これに応じるよう努めなければなりません。

求職者等に対するセクシュアルハラスメント対策の義務化【改正男女雇用機会均等法・指針の内容】

求職者等に対するセクシュアルハラスメントとは、

事業主が雇用する労働者による「性的な言動」により**求職者等による求職活動等**が阻害されるものをいいます。

【求職者等とは】

- 求職者（企業の求人に応募する者）
- 求職者以外の者であって、
 - ・ 事業主の実施する労働者の採用に資する活動に参加する者や、
 - ・ 教育実習、看護実習その他の実習を受ける者

【求職活動等とは】

求職者が行う求職活動や求職者に類する者が行う職業の選択に資する活動を指し、例えば以下のものが含まれます。なお、**S N S等のオンラインを介したものやオンライン上で行われるもの**も含まれます。

（例）企業の採用面接への参加、企業の就職説明会への参加、企業の雇用する労働者への訪問、インターンシップへの参加、教育実習、看護実習等の実習の受講

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの例

- ・ インターンシップにおいて、労働者が求職者等に対して性的な冗談やからかいを意図的かつ継続的に行ったため、当該求職者等が苦痛に感じてインターンシップ中の活動が手につかないこと
- ・ 求職者等が労働者への訪問を行った際、当該労働者に性的な関係を求められ、当該求職者等が苦痛に感じてその求職活動等の意欲が低下していること

求職者等に対するセクシュアルハラスメントの防止のために講ずべき措置

事業主は、**以下の措置を必ず講じなければなりません。**

（太字は、他のハラスメントで講ずべき措置とは異なる内容のものです。）

◆事業主の方針等の明確化及びその周知・啓発

- ①求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行ってはならない旨の方針を明確化し、労働者に周知・啓発する
- ②求職者等に対するセクシュアルハラスメントを行った者については、厳正に対処する旨の方針及び対処の内容を、労働者に周知・啓発する
- ③**求職活動等に関するルール（※）をあらかじめ明確化し、労働者及び求職者等に周知・啓発する**

※ 例えば、面談時間及び場所の指定、実施体制、やり取りに用いるS N Sの種類の指定等、面談等を行う際の規則など

◆相談体制の整備

- ④相談窓口をあらかじめ定め、**求職者等**に周知する
- ⑤相談窓口担当者が、適切に対応できるようにする

◆事後の迅速かつ適切な対応

- ⑥事実関係を迅速かつ正確に確認する
- ⑦被害者に対する配慮のための措置を行う
- ⑧行為者に対する措置を適正に行う
- ⑨再発防止に向けた措置を講ずる

◆そのほか併せて講ずべき措置

- ⑩相談者等のプライバシーを保護するために必要な措置を講じ、労働者及び求職者等に周知する
- ⑪労働者が事実関係の確認等の事業主の措置に協力したこと等を理由として、解雇その他不利益な取扱いをされない旨を定め、労働者に周知・啓発する

(公社)東京労働基準協会連合会 『中央労働基準協会支部』 会員事業所の皆様

東京駅周辺『常盤橋プロジェクト』現場見学会のご案内



通常は入れない！建設中の“Torch Tower(B棟)”「立入禁止エリア」見学ツアー ※注意事項参照
日本一の高層ビル（完成時）の建設途中が見学できるチャンスは今だけ!! 《2028年度完成予定》

[三菱地所 2023年9月27日付 ニュースリリースより引用]

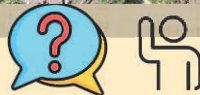


▲ TOKYO TORCH 全体開業時外観イメージ (JR東京駅丸の内側より)



▲ 街区南側から見たTorch Tower 低層部

東京駅前『常盤橋プロジェクト (TOKYO TORCH)』



東京駅日本橋口前で進む大規模複合再開発で、国際金融・ビジネス拠点として東京の新たな玄関口を目指すプロジェクトです。中核となる「トーチタワー」は、高さ約385m・地上62階を誇り、2028年度完成予定。完成すれば日本一高い超高層ビルとなり、オフィス・ホテル・展望施設・商業機能を集積。広場や歩行者空間と一体化し、東京の都市景観と回遊性を大きく刷新する象徴的な存在として期待されています。

開催日時 2026年11月20日(金) 15:00~17:00

★★集合時間・集合場所は最終案内でお知らせします★★

15:00~15:20

SCC(スマートコントロールセンター)でプロジェクト概要説明

15:20~17:00 現場見学・質疑応答

11月頃は30階程度まで見学可能予定です。基本、床のコンクリート打設が完了しているところまでの見学となります。

★★動きやすい服装、スニーカーなどでお越しください★★



SCC(スマートコントロールセンター)
55インチの有機ELパネルを壁一面に敷き詰め
工事現場の状況を可視化する部屋



お申込はWEBで!! 中央支部HP「会員専用ページ」

52

対象者	(公社)東京労働基準協会連合会 中央労働基準協会支部 会員事業所の方
募集人数	先着 30名 ※一事業所で3名超の参加をご希望される場合は事前にご連絡ください。
参加費用	無料

【注意事項】

- ・ 見学ルートおよび場内の撮影などは一部制限がかけられています。必ず現場担当者の指示に従ってください。
- ・ 動きやすい服装、スニーカーなどの運動靴を推奨します。ヘルメットは貸出します。
- ・ 集合時間および集合場所は“開催10日前”の最終メールで案内します。 ※11/10頃予定(多少前後する場合がございます。)

〔個人情報の利用に関する同意〕

本見学会の安全管理および運営のため、申込者の氏名および所属会社名、部署・役職名を施工企業〔清水建設㈱〕に提供します。また、見学中に撮影した写真は広報等に使用場合があります。詳細はWEB申込フォームをご確認ください。



主催：(公社)東基連 中央労働基準協会支部
協力：清水建設株式会社 (常盤橋プロジェクト施工企業)

とうきれん 中央 会員専用ページ



<https://www.toukiren.or.jp/shibu/chuo/>
TEL: 03-3263-5060 中央労働基準協会支部

労災保険給付に関するQ & A

しかし、路面が凍結しアイスバーン状になって滑りやすい状態になっていたため転倒し、負傷した。なお、被災労働者は、夫の手術当日から 18 日間継続し又は母親と交替で一日おきに寝泊まりしている病院から出勤する途中であったものである。

したがって、通勤災害に該当する。

したがって、労働者が家族とともに居住していて通常そこから出勤することとしている場所が住居に該当することはいうまでもないが、本来の家族と住んでいる住居が会社、工場等と非常に離れている等就業の必要があって、労働者が家族の住む場所とは別に就業の場所の近くに単身でアパートを借りたり、下宿をしてそこから通勤しているような場合は、そこが住居である。

また、長時間の残業や、早出出勤及び新規赴任、転勤のため等の勤務上の事情や、交通ストライキ等の交通事情、台風などの自然現象等の不可効力的な事情により、一時的に通常の住居以外の場所、例えば、旅館やホテルなどに宿泊するような場合には、やむを得ない事情で就業のために一時的に居住の場所を移していると認められるので、当該場所が住居と認められる。

※ 詳しいことは、最寄りの労働局又は労働基準監督署へお問合せください。

* * * * *

◇中央労働災害防止協会の全国労働衛生週間グッズ販売の斡旋を行っております◇

* * * * *

【完全予約制】“元労働基準監督署長”による **無料**『労務相談会』
 就業規則、36協定、社内規程、労働基準法等に関する無料相談会

開催日	2026年11月27日（金）13：30～16：00（1組/30分）※予定
申込方法	中央労働基準協会支部HP〔会員専用ページ※〕WEB申込 ※「会員専用ページ」パスワードは“中央労基協Report”1ページ下部に記載



令和8年度講習カレンダー〔令和8年9月～令和9年3月〕

講習申込は3か月前の1日からできます

HPトップページ



講習名		9月	10月	11月	12月	令和9年 1月	2月	3月
技能講習	酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習		6(火) ~ 8(木)				16(火) ~ 18(木)	
	特定化学物質及び四アルキル鉛等作業主任者技能講習			25(水) ~ 26(木)				3(水) ~ 4(木)
	石綿作業主任者技能講習			5(木) ~ 6(金)				9(火) ~ 10(水)
法定講習等	安全衛生推進者養成講習	3(木) ~ 4(金)			15(火) ~ 16(水)			
	衛生推進者養成講習	2(水)			9(水)			
	安全管理者選任時研修		20(火) ~ 21(水)			21(木) ~ 22(金)		
	化学物質管理者講習 (取扱事業場向け 1日間)		27(火)				9(火)	
	保護具着用管理責任者教育		28(水)					
	雇入れ時の安全衛生教育							
受験準備講習	衛生管理者試験受験準備講習 【第1種 3日間】	8(火) ~ 10(木)		9(月) ~ 11(水)		26(火) ~ 28(木)		
	衛生管理者試験受験準備講習 【第2種 2日間】	8(火) ~ 9(水)		9(月) ~ 10(火)		26(火) ~ 27(水)		
	衛生管理者試験受験準備講習 【特例第1種 1日間】	10(木)		11(水)		28(木)		
安全衛生講習 その他	熱中症予防管理者労働衛生教育							
	総括安全衛生管理者講習		16(金)					
人事労務講習等	労働保険(年度更新)・社会保険(算定)事務手続講習							
	基礎講座	新規労務担当者向け講習						
		社会保険(健保・年金)基礎講座						
		労働基準法等基礎講座						
	実務講座	労災保険実務講座[基本編]						
		労災保険実務講座[応用編]						
		労災保険実務講座[基本編+応用編]【2回セット】 ★セット割引						
		社会保険実務講座[健康保険]		15(木)				
		社会保険実務講座[厚生年金・国民年金]		29(木)				
		社会保険実務講座[健康保険+厚生年金・国民年金]【2回セット】 ★セット割引		★ 15(木) ★ 29(木)				
		労働基準法等実務講座【2回セット】		12(木) 18(木)				
		雇用保険実務講座						
		育児介護休業等実務講座				20(水)		
		女性活躍推進セミナー					19(金)	

★講座は【2回セット】で申し込みと割引価格で受講できます。2回セットでお申込の場合、第1回目の講習日をキャンセル規定基準日とします。

2026/8/17現在

※会員とは、東基連本部・支部（中央・上野・王子・足立荒川・亀戸・江戸川・八王子・立川・青梅及び三鷹の各労働基準協会支部）会員をいいます。

※講習等の日程、内容及び受講費に関しましては、変更になる場合がございます。ご了承ください。

※社内教育をご検討される場合、委託講習の相談も承ります。【東京都内限定 20名以上 日程・内容・講師調整等が必要なためお早めにご相談ください。】